

定 款

東北電力株式会社

東北電力株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、東北電力株式会社と称する。英文では、Tohoku Electric Power Company, Incorporatedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス
- (3) エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守
- (4) 冷水、温水、蒸気等の熱供給事業
- (5) ガス事業
- (6) 情報処理、情報提供サービス及び電気通信事業
- (7) 不動産の売買、賃貸借及び管理
- (8) 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理
- (9) コミュニティサポート事業
- (10) 廃棄物の処理及び再生利用
- (11) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売
- (12) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を仙台市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、仙台市において発行する河北新報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増)

第 9 条 株主は、取締役会の決議をもって定める株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱及び手数料並びに株主権の行使等に関しては、取締役会の決議をもって定める株式取扱規則によるものとする。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、予め公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎に、取締役会の決議をもって定めた代表取締役が、これを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、当社に委任状を提出するものとする。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当社に取締役18名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内を置く。

(選 任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第 22 条 取締役会は、取締役をもって構成する。

2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の議長)

第 23 条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議事項及び重要な業務執行の委任)

第 24 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。

2 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の議事は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

2 当社は、会社法第370条に定める要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(役付取締役及び代表取締役)

第 27 条 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、社長1名を定め、なお副社長その他の役付取締役若干名を定めることができる。

2 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を定める。

(役付取締役の業務執行)

第 28 条 社長は、取締役会の決議に従い、当社の業務を統轄する。

2 副社長は、社長を補佐し、当社の業務を執行する。

3 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

(会 長)

第 29 条 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、会長1名を定めることができる。

2 会長を定めた場合には、第15条、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の構成及び招集)

第 31 条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。

2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の議事は、法令に別段の定めのある場合のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって決する。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 第36条及び前条により分配する金銭は、その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

第2条 第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第3条 第98回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）の削除及び同定時株主総会の決議による変更後の定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第98回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和26年 5 月 1 日作成	平成 6 年 6 月29日変更
昭和26年 9 月26日変更	平成10年 6 月26日変更
昭和28年 5 月29日変更	平成14年 6 月27日変更
昭和31年 5 月28日変更	平成15年 6 月27日変更
昭和33年 5 月29日変更	平成16年 6 月29日変更
昭和34年11月27日変更	平成17年 6 月29日変更
昭和43年 5 月30日変更	平成18年 6 月29日変更
昭和44年11月28日変更	平成19年 6 月28日変更
昭和50年 5 月30日変更	平成20年 6 月27日変更
昭和52年12月23日変更	平成21年 6 月26日変更
昭和54年 6 月28日変更	平成25年 6 月26日変更
昭和55年 6 月27日変更	平成27年 6 月25日変更
昭和57年 6 月29日変更	平成30年 6 月27日変更
昭和62年 6 月26日変更	令和 2 年 6 月25日変更
平成 3 年 6 月27日変更	令和 4 年 6 月28日変更

